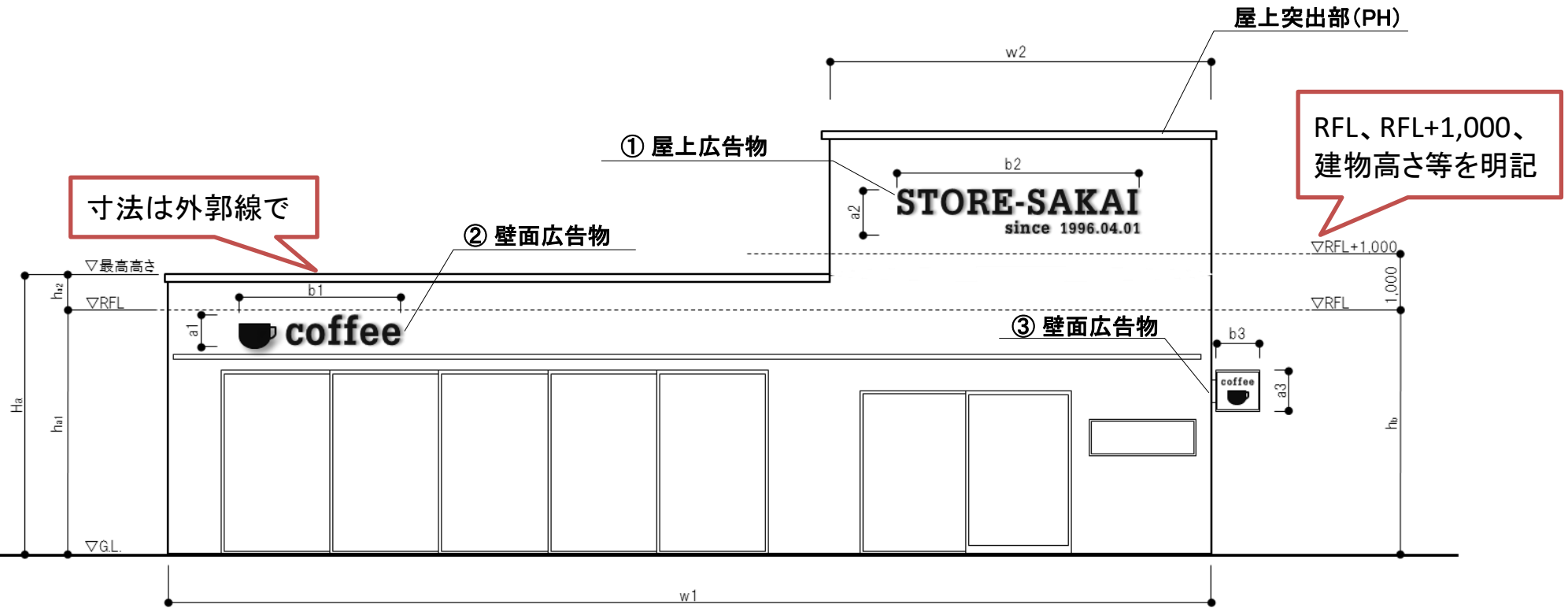


立面図 ～記入例～

屋上突出部が建築面積の
1/8以下の場合



注意事項

1. 広告物の寸法、高さ、建物のRFL、RFL+1,000、最高高さなど、許可基準確認に必要な寸法を全て記載してください。
2. 申請広告物設置面全ての立面図を記載してください。(※広告物には様式1号記載の広告物番号を付番)
3. 取付壁面の算定について、窓などの開口部も壁面として算定可能です。